

第4検討部会 会議録

会議の名称	第20回 第4検討部会
開催日時	平成20年5月28日(水)午後18時35分から21時30分
開催場所	川口市職員会館 2階 講座室C
出席者	(部会長)三宅副委員長 (副部会長)堀和委員、吉澤委員 (委員)碓委員、岩澤委員、大崎委員、小島委員、光田委員、湯本委員
会議内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第4回運営調整部会の開催結果について ・ 編集委員会からの検討事項について ・ 広報・PIチームからの検討事項について
会議資料	第4回運営調整部会資料3～6
発言内容	<p>調整部会・編集委員会の状況報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 5月6日に開催された編集委員会(合宿)では、丸1日をかけて大項目を設定した。 ・ そして、提案項目を大項目のなかでどのように整理するかを議論し、間に中項目を設けて割り振ることになった。(資料3参照) ・ この中項目については、この日に全てを挙げるができなかったため、5月12日に各部会の編集委員1人ずつが集まって再度検討したところである。 ・ そして、編集委員会では、「各部会からの提案は何も削らない」をコンセプトとして、提案された全ての項目を大・中項目に位置付けた(分類した)。 ・ さらに、これまでの議論にも出てきている素々案については、実はまだ明らかになっていないこと、編集委員会が素々案を整理(編集)するための権限についても未だに不明確であったことから、こうした点についても調整部会で議論されたところである。 ・ 第4回の調整部会では、編集委員会委員長から次回の編集委員会を開催するにあたって、各検討部会で検討すべき事項が示された。1つ目として本市の自治基本条例の正式名称と(編集)理念、2つ目として仮置きした大・中・小項目(編、章、節)の名称、順序、体系、数量等について、3つ目として条例に盛り込みたい項目を再度議論し提案すること、特に盛り込みたい項目の整理が不十分な部会はそれを行うこと、4つ目

として条例の形式、5 つ目として素々案のイメージ、6 つ目として条例案の策定の際に法律の専門家等を加えるべきかどうかについて、以上 6 点を各検討部会で議論してほしいとのことであった。

- ・5 つ部会の提案を並べてみると、矛盾するところが多々ある。例えば、第 4 部会では「前文はいらない」、「定義は設けない」と提案しているが、部会によっては前文や定義に力を入れているところがある。
- ・また、第 4 部会はシンプルな条例を目指しているが、他の部会では詳細な事項について規定することを考えており、かなり分量の多い条例をイメージしているところもあるようだ。
- ・個人的にはシンプルな条例にしたいと思っているが、皆さんはどのように考えているのか。
- ・編集委員会から各検討部会で取りまとめてほしいという要望事項を「編集委員会から各検討部会への検討事項について」を元に説明させていただきたい。
- ・まず、自治基本条例の理念については、「なぜ、川口市で自治基本条例を作るのか」という根本的なものである。条例の中に規定する基本理念は「住民自治」などといった理念になると思うが、編集委員会から求められているものは、川口市で自治基本条例が必要な理由のことである。
- ・次に、仮置きした大・中・小項目（編、章、節）の名称、順序、体系、数量等についてであるが、例えば「基本理念」「基本原則」「目的」などの大項目については区分しづらいとの意見があり、これらを設けるかどうかを検討してほしいというものである。
- ・「部会として統一したものにまとめること」については、部会の統一見解としてほしいということである。第 4 回全体会（4/10）に向けて、項目は出したが十分な議論がなされていないものは議論すること、同じような項目は整理しまとめるということである。なお、当部会では、提案した項目は十分に議論されているし、「条例に盛り込むべき川口らしさ」についてもこれまでかなり議論しているため、それを改めて整理すればよいと思っている。「比較表に不足している項目」については、改めて他の部会の提案内容を確認した上で、提案をしておいたほうがよいと思われる項目のことである。
- ・「素々案をどの程度のものにするか」については、素々案ができた段階で広報や PI を行うことを考慮し、どの程度詳細にするかということである。これには、第 5 検討部会の石井部会長から例文が紹介され、これを

参考に文章を作成するということが調整部会です承された。

- ・法律の専門家等の介入については、条文を作ることを見据えて、できるだけ早い段階から法律の専門家を入れてはどうかというものである。
- ・なお、「部会として統一したものにまとめること」については、編集委員会に付与された権限によって6月26日の編集委員会で項目の一元化を図るので、十分議論し項目を吟味してほしいとのことであった。

(以上、事務局)

編集委員会の取りまとめ資料に対する各委員の感想

- ・これからの作業としては、「編集委員会から各検討部会への検討事項について」を検討することと比較表にある当部会からの提案を再検討することだと理解している。
- ・私としては、各部会から体系や項目が整理されないまま編集委員会に提案がされたというのは意外に感じており、もう少し部会で事前に整理されてもよかったのではと思っている。資料3によると、編集委員会では提案内容はどれも削らないという非常に抑制的な方針で取りまとめをしており、このままでは川口市の条例が他市の条例と変わらないものになってしまうのではないかと懸念しているが、皆さんはどうか。(部会長)
- ・項目だけ列記したものを素々案として、これをPIで市民に示しても理解してもらえないと思っており、やはり文章化するべきだと思う。また、編集委員会では、統一的な条例を作るための理念(編集方針)が必要だということで、各検討部会で理念を議論してほしいとのことだが、ある意味では振り出しに戻ったと感じた。
- ・自治基本条例の理念としては、これが地方自治の憲法だということが前提あると思っている。そのため、日本国憲法に立ち返って、その理念から川口市の自治基本条例についても議論すればいいのではないか。
- ・編集委員会の言う「理念」とは、実務的な観点から今後の編集方針が必要だということだと思う。つまり、編集委員会の作業として、項目を統合したり削除したりするためには、型(理念)が必要だというふうに理解している。これは、我々の提案した項目がどうなるかということにも関わってくるので、慎重に議論するべきだと思う。
- ・法律の専門家の関与については、市民がつくる条例という観点から言え

ば、早い段階で入るべきではないと思っている。

- ・ 条例をどのようにするのかという共通イメージが編集委員会にはないので、編集委員の間で共有できるオーソライズされた理念（編集方針）が必要ということであったが、例えば、長い条例とするのか、短い条例とするのかなども理念の1つになるものだと思う。
- ・ 自治基本条例は、市民が行政を統制するツールとしての役割を持っているが、一方では川口市はこういう街であってほしいという市民の願いを盛り込むべきとの議論もある。後者については、自治基本条例と総合計画との役割分担にも及ぶので、慎重に議論する必要があると思っている。
- ・ 部会長が指摘したように、他の自治体の自治基本条例は、前文を除くと区別することができない。前文に入れる内容を条文にすることで、他にない川口オリジナルの条例ができると思う。また、なるべくシンプルにしたほうが使いやすい条例になるのではと思っている。例えば、「市民とは」など末端まで決める（定義する）条例にすると返って機能しなくなるのではないか。重複点を削ってシンプルなものにしたい。
- ・ 編集委員会から指定された事項の中で、特に議論が必要な点は、条例作成にあたっての共通の理念（編集方針）について、仮置きした大・中・小項目（編、章、節）の名称、順序、体系、数量等について、比較表の内容の再検討についてだと思う。これ以外の部分については、これまでの議論で部会としての方向性が見えていると思うので、先に検討することとしたい。（部会長）
- ・ 5つの検討部会がそれぞれのテーマに基づいて検討してきたため、視点や提案内容、提案ボリュームやスタイルなどがかなり違うものになっている。これらをまとめていくためには、それぞれの提案を並べて比較するしかないと思う。その意味では、編集委員会で作成した比較表は大変評価できるものである。
- ・ 懸念している点は、足りない項目がないようにとの配慮から、網羅的な条例になってしまうのではないか。そうすると、市民から離れてしまった条例となるのではないかということである。
- ・ 我々の提案した体系をベースにして項目の絞り込みをしてはどうかと考えているが、個人的には前文は必要だと思っている。そして前文では、「川口都民」に語りかけること、「キューポラの街」は古くなったと言及

すること、「市民が主人公」であることなどを明記する必要があると思っている。

- ・一方で、予算や財政公表などは既に行われていることから、屋上屋を重ねることになるので、行政経営に関する提案は特に盛り込まなくていいのではないかと考えている。
- ・重要なのは市民に身近な話であって、例えば災害時はどうすべきなのかといった内容を条文に入れるべきだと思う。
- ・比較表は、読んでいても分からなくなるほどの大変なボリュームがあり、どこが重複しているのか正直言って分かりにくいので、整理する必要があると思う。しかし、各部会からの提案は、各委員の思い入れのあるものも多いだろうから、なかなか削りにくいということも理解できる。
- ・最終的に分量が多くなるとは、誰も見てくれない条例になってしまう恐れがあるので、それは避けたいと思っている。しかし、各部会の委員が納得できる形で贅肉を落とすにはどうすればいいのかは、大変悩ましいことだと思う。言い換えれば、統一できるのはどれかということを見出していけばいいのではないか。
- ・比較表を読んだ時は本当にびっくりした。他の部会では、大変難しい内容が議論されてきたのだと思った。しかし、難しい言葉は必要ないと思う。前文や基本理念が、子供にも高齢者にも分かるようにしたいと思っている。
- ・編集委員は、大変な作業をやっているというのが偽らざる感想である。本当に合宿をやらないと、まとめることができないと実感した。検討のスタートから、形式は特に決めなかったため、羅列的な提案をしている部会が多かったのは仕方がないが、これを1つにするのは容易ではないと思う。
- ・個人的には、前文や理念は必要だと思っている。川口に来たばかりの方は、前文をまず読むと思うし、理念のない条例も妙なものだと思う。簡潔に分かりやすくというのが前提であるが、前文と理念は欠かせないと思っている。
- ・また、他の自治体の条例を見ると、同じことを何度も繰り返している場合が多いが、できれば重複のない分かりやすくシンプルなものにしたいと考えている。

- ・市には既にたくさんの条例があるが、この資料3の中項目には、行政の責務から財政、総合計画に至るまで細かく書いてある。これらを自治基本条例で改めて規定しなくても、行政は法律や他の条例を根拠に運営することができるので、あまり意味がないと思う。
- ・自治基本条例の条文の中に、他の条例を見直す必要があることが読み取れる、あるいは、実際に改正するための原動力となる文言が入っていれば、細かい条文は要らないと考えられる。

編集委員会からの宿題への対応

- ・それでは、自治基本条例の（編集）理念について、仮置きした大・中・小項目（編、章、節）の名称、順序、体系、数量等について、そして比較表の内容検討についてと、それ以外の検討項目を分けて議論したいと思う。
- ・まず、仮置きした大・中・小項目（編、章、節）の名称、順序、体系、数量等について及び比較表の内容検討については、次回の部会の前にワーキンググループ（部会長、副部会長、編集委員の5名）を作って、事前にたたき台を作るための作業をしたいと思っている。
- ・また、第4部会としての理念や方針は、これまでの議論の中で既に明確になっていると思う。具体的には、4月の全体会で行った中間報告の内容を整理するという形で答えを出すことができると思っている。
- ・その他の項目については、今日のうちに部会としての暫定的な見解を出したいと思っている。
- ・そして、我々の提案をまとめるにあたってのルールとしては、他の部会の提案や先行例を確認し検討漏れがないかについては議論しないこととする。つまり、十分な議論をしないまま盛り込むことはしないということである。まずは、純粋に第4部会の提案を絞り込む作業をしたいと思っているので、次回ワーキンググループに参加される方にはよろしくお願ひしたい。（部会長）

条例の名称

- ・条例の名称について、現在の「川口市自治基本条例」というのはあくまで仮称となっており、どのような名称がよいかということで、皆さんのご意見をお聞きしたい。（部会長）

- ・川口の根本を決める条例であれば、あえて「自治」を外して「川口基本条例」とするべきではないか。「自治」と付けると変に市民を持ち上げている印象がある。
- ・市民に自治を意識してもらう必要があるため、「自治」という言葉は外せないと思うがどうか。
- ・市民による自治の基本を定めることから「川口市民自治基本条例」がいいと思う。
- ・一般的に自治基本条例は、その自治体の「最高規範」に位置付けられる。これは、自治や行政というコンセプトよりも、さらに上の理念を持つというふうに解釈することができる。個人的には、「自治」は市民を駆り立てるために使った枕詞だとしか思えないので、取るべきと考えている。
- ・自治基本条例といえども、地方自治法の下にあるというのは事実だと思うがどうか。
- ・最上位に位置するという考え方を強調したいと思っている。何故ならば、対等であるといいながら、国からすれば県や市町村は下部の行政機関という認識があるからだ。従って、「自治」と宣言することによって、そうした構造を受け入れてしまうのではないかと考えられる。
- ・また、「自治」を付けることが流行として認識されるようにも思える。市民だけでなく行政も議会も、全てこの条例に従ってもらいたいということを考えると、「自治」という言葉は使いたくない。
- ・さらに、「市民」という言葉を強調することによって、却って市民(若者)を遠ざけることにならないかと懸念している。いくら鋳物やものづくりを掲げても、現在の川口は東京に近くて便利だという認識のほうが圧倒的に強いと思っている。
- ・では、次回「川口市自治基本条例」、「川口基本条例」、「川口市民自治基本条例」のうちから絞り込みたい。(部会長)

条例の形式

- ・次に条例の形式について、「である調」とするか「ですます調」とするか、

また主語をどうするか。(部会長)

- ・市民に分かりやすいのは「ですます調」だと思うが、これは書いてみなければ分からない。他の自治体では、本文は「である調」を採用している例が多いように思える。「である調」のほうが、法律の条文を作る上で内容が明確になるという技術的な理由があるのかもしれないと思うが、まずは条文の内容が決まってからの議論でいいのではないか。
- ・子供たちへの分かりやすさを考えると「ですます調」のほうがいいのではないか。さらに、主語も「私たち」のほうが子供にも親しめるのではないか。
- ・以前の小学校の先生へのインタビューでは、教材(小学生向けの解説書)などがあれば、条例のコアとなる部分は難しい言葉でも止むを得ないという発言があったと思う。「である調」についても、こうした観点も踏まえて考えてはどうか。
- ・子供たちにも分かるような表現にするか、あるいは義務教育を終えたあたりの人に分かるような表現にするかということだが、自治基本条例自体のコンセプトの理解は小学生には難しいと思うので、「ですます調」に拘らなくてもいいと思っている。
- ・分かりやすく、やさしく作ることを基本に置かないと、どんどん難しい文章になってしまう恐れがあると思うがどうか。
- ・大切なことは何度繰り返してもいいという意見もあるので、重複の是非についても議論してはどうか。
- ・法律の専門家が入ると難しい条文になると思うので、とりあえず「ですます調」としておけば、難解な条文にならないための歯止めになっている。
- ・「ですます調」でなくても、分かりやすいもの作れると思うがどうか。
- ・個人的には、「ですます調」でも「である調」でもいいが、条文に「～に努めます」あるいは「～に努める」といった努力規定を認めると拘束力

が弱まるので、できるだけ避けるべきだと思っている。

・“ 分かりやすくする ” ことについては皆さん異論がなかったので、とりあえず「ですます調」で作成し、条例として考えた場合に不具合があれば、「である調」にするということによいか。(部会長)

一同異議なし

素々案の程度

・素々案をどうするのかについては、項目列挙ではなく文章で出すという理解でいいのか。(部会長)

・条文の素材となるように文章化し、かつ体言止めにしない、ということが調整部会で共有されている。(事務局)

・広報・PI チームからの提案が多すぎて、実行性に欠ける、詳細が分からないなどの指摘があったが、PI (まちかど懇談会) を行う場合は、素々案を説明する主体が行政ではなく委員であることを理解してほしい。そのため、誰が説明しても、説明を受ける市民が分かるように文章化しておく必要がある。

・ということは、調整部会からも、きちんと文章化したほうがいいということが示されているので、市民に対して委員が説明できるような文章で各部会の素々案を作成するというによいか。(部会長)

一同異議なし

・それでは、次回のワーキンググループにあたっては、これまでの中間報告で提出された項目案をもとに、たたき台を作成するための基となるものを用意する。(事務局)

法律の専門家の活用

・市民が主体となって条例を作ることが必要であると思っているが、編集委員会のメンバーは法律の専門家ではないので、素案 (条例案の一步手

前)のような法律の形式も備えている文章は作成できないと思っている。従って、専門家にはアドバイザーとして関わってもらうのが一番いいと思うがどうか。

- ・様々な提案を取りまとめて、それらを分かりやすい表現にまとめるだけでも難しい作業だ。さらに、法律的に問題がないかどうかのチェックもするとなれば、通常の市民では不可能だと思う。従って、市民主体で作成ということであっても、専門家の関与は欠かせないと思っている。
- ・それでは、第4検討部会の結論としては、専門家には関与してもらうが、その活用については編集委員会の裁量で判断してもらおうということよいか。(部会長)

一同異議なし

広報・PIチームの提案について

広報についての提案内容

- 1 広報かわぐちにできるだけ検討状況を載せる努力をする。
5月号については対応済み。6月号は出せない。7月号はスペースを確保して記事を載せる。
- 2 自治基本条例のホームページの1ページに最新の情報を載せる。
4月21日に対応済み。
- 3 町会・自治会へ周知する。
各町会の総会などで、町会相談員が自治基本条例について周知する。
6月5日の町会役員合同会議で、これまでの状況を説明する。
- 4 市民団体に広報かわぐち5月号の内容を紹介する。
- 5 全委員が広報マンとして周知に努める。
- 6 キャッチコピー
- 7 議会、職員、教員に周知する。
4月21日に全議員を対象とした研修会で、これまでの状況を説明した。
4月に新任課長、5月8日に全部長を対象として研修会を実施した。
- 8 ポスター掲示
- 9 各種イベントで周知を図る。

10 各種メディアを活用する。

以上、広報について提案があった。1～3、7の一部については既に対応済みであるが、他については企画内容が明確でない部分があり、再度検討することとなった。

PI についての提案内容

1 対話集会（18 連合町会を 3 班に分けて行う。）

- 2 市民フォーラム
- 3 アンケートの実施
- 4 小学生（高学年）及びその親に対する PI
- 5 委員と行政の意見交換会

以上、PI について提案があった。いずれの内容も企画不足であったため、要検討となった。

補足説明

- ・ 広報案について、回覧用チラシ、公民館だより、町会・自治会便り、マンション住民への広報については、発行主体が協力に応じてくれるかどうか課題である。
- ・ 市民団体への配布（広報かわぐち 5 月号の内容）については、市民団体の数が多いため、どの程度を対象とし、どのように配るかなどが決まっていない。
- ・ 校長会、教頭会への周知についても詳細は決まっていない。
- ・ ポスター掲示や各種イベントでの広報についても、詳細は決まっていない。
- ・ メディアの活用については、アイデアレベルの話である。
- ・ PI 案について、町会、自治会、NPO などの対話集会は、まだ詰めが必要である。
- ・ 市民フォーラムについては、まだ詳細が決まっていない。
- ・ アンケートは実施しないことになった。
- ・ 各委員が広報マンとしてビラを配るという案については、市民からの問い合わせに対し、委員が統一的な対応ができるかどうか課題であるため、時期尚早である。（以上、事務局）
- ・ PI に関するアイデアについては、実現性の面からいってなかなか難し

いということが調整部会で指摘された。そのため、事実上 PI については、何も決まっていない。

- ・ 広報や PI の考え方はいいが、実施した場合に委員がきちんと応答できるかが問題である。つまり、全委員が自治基本条例について共通の認識を持ち、温度差のない説明（応答）ができるということが大前提になれば、実施は難しいのではないかと。
- ・ あれがやりたい、これがやりたい、という気持ちが先行していて内容が薄い気がする。もっと実現性を考えて、専門家の意見を聞いてはどうかと思っている。従って、現案をそのまま実施することに反対である。
- ・ 広報・PI チームとしては、何を優先させるのか、何がすぐできるのか、その時にどういうサポート体制が組めるのかを先に検討してはどうか。
- ・ 素案に基づいてパブリックコメントを実施する（事務局案では 10 月）のであれば、8 月までに素々案での PI を終了させる必要があると思う。そのことを考えると広報・PI チームの提案は多すぎると思われる。
- ・ 検討部会の反応が 6 月上旬には判ると思うので、それを踏まえて再検討したい。
- ・ 提案項目が多すぎるので、もっと絞り込んでどうか。
- ・ 提案では全委員の参加を求めているが、この内容ではほとんどの委員がついていけないと思う。提案内容が暴走しているように思われる。
- ・ 第 4 部会が考えた PI は全員参加ではなかったはずだ。それにも関わらず、広報・PI チームからの提案は全員参加が前提となった提案となっている。実現性と機動性の観点から見直す必要があると思う。
- ・ それでは、今日、各委員から出た意見を踏まえて、広報・PI チームで再度検討してほしい。（部会長）
- ・ 第 4 部会の素々案は、6 月 5 日にプロジェクト会議を開いてたたき台を検討し、6 月 11 日の部会で素々案を確定したい。さらに、残った論点についても協議したいと思っている。（部会長）

	一同異議なし
次回以降日程	・検討部会内のプロジェクト会議は、6月5日19時半～ ・検討部会は、6月11日18時半～